

宮城県

精神障害者が地域で自分らしく暮らしていくための地域移行をすすめていこう

宮城県では・・・

精神障害者が地域で自分らしく暮らしていくために、支援者の連携等を圏域ごとに検討してきたこと及び今後の震災後の心のケアについての検討の継続が、ひいては精神障害にも対応した地域包括ケアにつながっていくと考えています。

1 県又は政令市の基礎情報



取組内容

- 地域移行支援会議にて圏域の課題を検討。
- 自立支援協議会精神障害部会にて県内の課題等を検討
- 地域移行の研修会の開催

基本情報

障害保健福祉圏域数 (H29年4月1日)	7カ所	
市町村数 (H29年4月1日)	35市町村	
人口 (H29年4月1日)	2,318,675人	
精神科病院の数 (H29年4月1日)	37病院	
精神科病床数 (H29年4月1日)	6,189床	
入院精神障害者数 (H26年6月末)	3か月未満：1,024人 (19.2%)	
	3か月以上1年未満：910人 (17.0%)	
	1年以上：3,407人 (63.8%)	
	うち65歳未満：1,248人	
	うち65歳以上：2,159人	
退院率 (H26年6月末)	入院後3か月時点：53.4%	
	入院後6か月時点：76.9%	
	入院後1年時点：88.0%	
相談支援事業所数 (H29年3月末)	基幹相談支援センター：7箇所	
	一般相談事業所数：43箇所	
	特定相談事業所数：134箇所	
障害福祉サービスの利用状況 (H28年3月)	地域移行支援サービス：5人	
	地域定着支援サービス：6人	
保健所 (H29年4月1日)	7カ所	
自立支援協議会(精神部会)の開催頻度 (H28年度)	2回/年	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の有無と数	都道府県	カ所
	障害保健福祉圏域	カ所
	市町村	(集計中)
精神保健福祉審議会 (H28年度)	1回/年、委員数17人	

* 平成29年4月1日現在

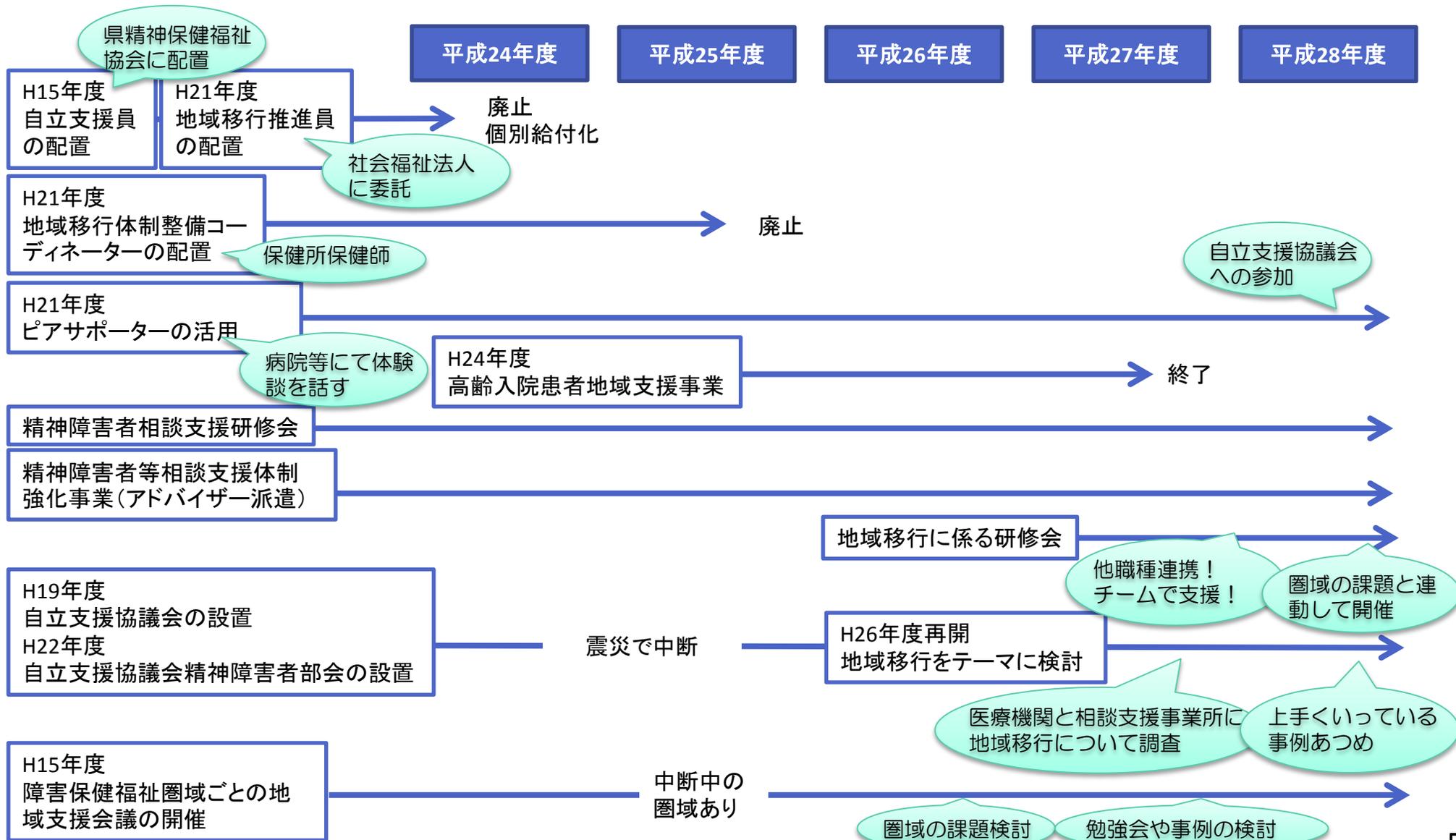
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

- ①県全体の精神障害者の地域移行についての協議の場
宮城県自立支援協議会（精神部会）
- ②圏域ごとの精神障害者の地域移行の協議の場
地域支援会議（保健福祉事務所）
 - ・ 圏域の精神保健福祉関係者が集まり、課題の共有や協議を行なう
 - ・ 地域ごとの研修会の開催
- ③人材育成
 - 地域移行研修会（精神保健福祉センター）
 - ・ 多職種連携や病院と地域の連携を視野に開催
 - 精神障害者相談支援研修会 年1回
 - ・ 相談支援事業所やサービス事業所等を対象の研修
 - 精神障害者等相談支援体制強化事業
 - ・ アドバイザー派遣

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市・圏域（例）

関係機関の役割		
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	(〇〇市の場合)
	協議の内容	
	協議の結果としての 成果	
障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	(大崎圏域の場合) 精神障害者地域支援会議（精神障害者地域生活広域調整等事業）
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の地域生活への移行・定着に向けた支援の推進と体制整備 ・精神障害者の退院に向けた支援への課題の検討と方策の検討
	協議の結果としての 成果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携パス作成，地域の資源集の作成，退院支援のポスターの作製 ・会議・ワーキングを通じて支援者同士の顔の見える関係ができ，連携がしやすくなった。 ・地域連携パス等を活用後の実態についての意見交換を通じ、更に課題が明確化された。
都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	宮城県自立支援協議会精神障害者部会（総合支援法第89条の3）
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者のよりよい地域生活に向けて，県内の精神障害者の支援体制と支援内容の充実を図るための実態把握とその課題解決のための検討
	協議の結果としての 成果	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の地域移行の好事例の収集 ・支援者の連携の下地としての障害福祉のサービス事業所等向け研修会の開催

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯



5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組における強みと課題

特徴(強み)

1. 障害者健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉の検討や研修を開催をしている。また、圏域での課題の検討や地域連携パスの作成の検討や通して常時連携が取れるようになってきた。

課題

1. 県でも圏域ごとでも地域包括ケアシステムの構築を念頭に置いた検討は未実施
2. 市町村の地域自立支援協議会では精神分野の検討部会等が少ない

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた指標の推移

NO	指標	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①	1年以上の精神科病院在院患者数(人) (各年6月30日現在)	5,247人	3,212人	
②	各年度 地域移行支援利用者数(実人数)(人)	4人	6人	
③	②のうち、退院した者の数(実人数)(人)	(未把握)	(未把握)	
④	ピアサポーターの養成者数(実人数)(人)	0人 (以前の養成者数 10人)	0人	0人
⑤	④のうち、活動している者の数(実人数)(人)	0人	0人	0人

【記入上の留意点】

- ③について ※利用年度の翌年度以降に退院した者については、利用年度に計上して下さい。
※退院後に再入院となった者については、退院した者(1人)として計上して下さい。
- ⑤について ※養成年度以降に、実際の活動を開始した者については、養成年度へ計上して下さい。

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた 平成29年度の取組スケジュール

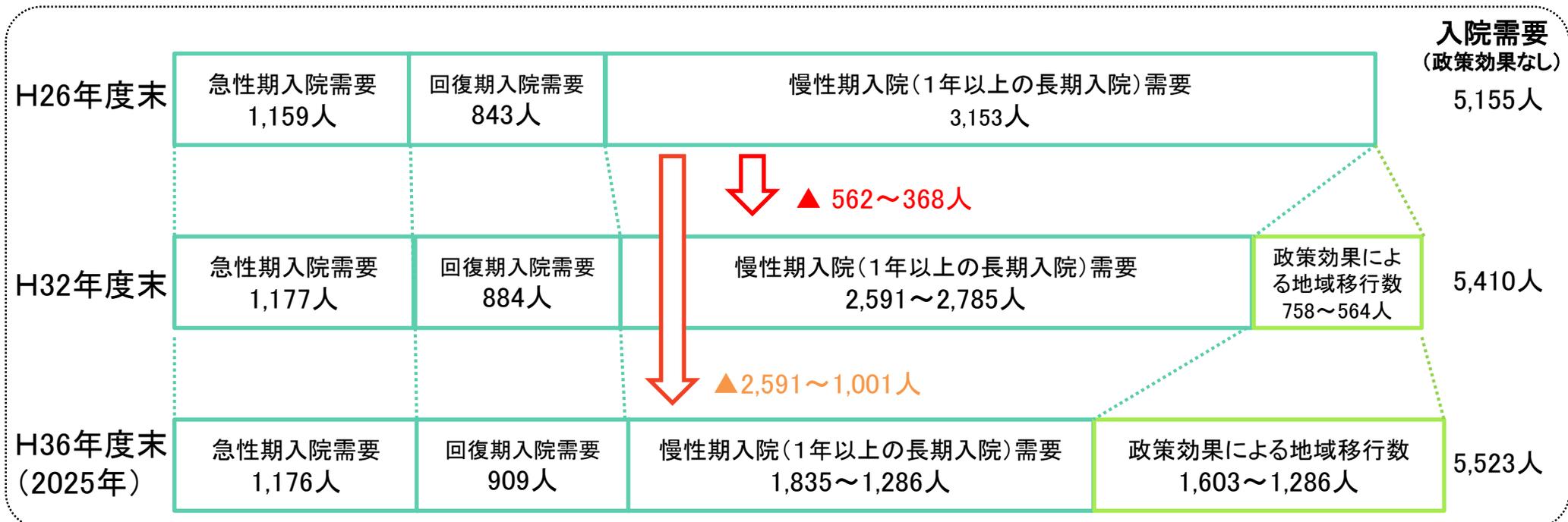
平成29年度の目標

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについての議論する場の検討
2. 地域移行についての事業は継続して実施し、圏域ごとの連携検討・研修を行う

時期(月)	実施内容	担当
通年	・県における精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムを議論する場の検討	障害福祉課
6月・1月(予定)	・自立支援協議会精神障害者部会での協議	障害福祉課
通年	・精神障害者等相談支援体制強化事業(アドバイザー派遣)	障害福祉課
通年	・保健福祉圏域ごとの地域支援会議の開催(地域移行についての課題等の検討, 勉強会, 事例検討など)	各保健福祉事務所
未定	・地域移行研修会の開催	精神保健福祉センター

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた目標設定（宮城県）

- 政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、①「地域移行を促す基盤整備」、②「治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」、③「認知症施策の推進」による政策効果を差し引いて、入院需要の目標値を設定



平成36年度末(2025年)までの政策効果の見込みの内訳

政策	地域移行する長期入院患者数の見込み(政策効果)	人数
① 地域移行を促す基盤整備	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)以外(長期入院患者(認知症除く)の30~40%)	971~729人
② 治療抵抗性統合失調症治療薬の普及	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)の25~30%	438~423人
③ 認知症施策の推進	認知症による長期入院患者の13~19%	194~134人
合計		1,603~1,286人

合計 1,603~1,286人